第三百九十一条の見出し中「事業効果分析専門官」の下に「、国土強靱化推進官」を加え、同条第一項中「事業効果分析専門官一人」の下に「、国土強靱化推進官一人」を加え、同条中第十四項を第十五項とし、第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11　国土強靱化推進官は、大規模自然災害等（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第一条に規定する大規模自然災害等をいう。）に備えた民有林野の整備及び保全に関する企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十二条の見出し中「森林災害復旧指導官」の下に「、林道災害復旧指導官」を加え、同条第一項中「森林災害復旧指導官一人」の下に「、林道災害復旧指導官一人」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10　林道災害復旧指導官は、災害を受けた民有林野の林道の復旧に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十三条の見出し中「海岸林造成推進官」の下に「、長寿命化推進官」を加え、同条第一項中「海岸林造成推進官一人」の下に「、長寿命化推進官一人」を加え、同条中第十四項を第十五項とし、第十項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10　長寿命化推進官は、民有林野の林地荒廃防止施設の耐久力の強化に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十七条の見出し中「技術開発調査官」の下に「、造林企画官」を加え、同条第一項中「技術開発調査官一人」の下に「、造林企画官一人」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　造林企画官は、国有林野の造林に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第四百三十一条第一号及び第四百四十五条中「別表第六」を「別表第三」に改める。

第四百五十三条の見出し中「及び災害対策専門官」を「、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官」に改め、同条第一項中「を置き、近畿中国森林管理局」を「及び流域保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局」に、「を置く」を「及び流域保全治山対策専門官一人を置く」に改め、同条に次の一項を加える。

9　流域保全治山対策専門官は、流域の保全に係る国有林野の治山事業及び国営に係る民有林野の治山事業の実施に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第五百五条第一項中「別表第七」を「別表第四」に改める。

第五百二十四条第一項中「別表第八」を「別表第五」に改める。

第五百四十二条の見出しを「（内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、栽培養殖復旧専門官及び養殖国際専門官）」に改め、同条第一項中「栽培養殖課に、」の下に「内水面漁業振興室並びに」を加え、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　内水面漁業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　内水面漁業の振興に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　内水面漁業の振興に関する指導に関すること。

3　内水面漁業振興室に、室長を置く。

第五百八十四条中「又は各局長」を「、各局長」に改め、「統計部長」の下に「又は政策統括官」を加える。

附則第三項の見出し中「検査部」を「検査・監察部」に改め、同項中「第十六条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

附則第四項の見出し中「農地業務室及び」を削り、同項中「第四十七条第二項第二号及び第六項」を「第四十八条第六項」に、「同条第二項第二号」を「同項」に、「」とあるのは、」に改め、「（第六項において「旧法国有農地等」という。）」と、同条第六項中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び旧法国有農地等」を削る。

附則第五項中「第百六十四条第二十一号」を「第百九十一条第三号」を「第百九十三条第三号」に改める。

附則第六項中「第三十一条第一項」を「第三十条第一項」に改める。

附則第七項中「第九条の二第一項」を「第二条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十五条第一項」に、「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第二十八条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第百六十一条の三第一項」を「第百六十条第一項」に、「第二百四条第三項」を「第二百十三条第三項」に、「第二百二十条第一項」を「第二百十一条第一項」に改める。

附則第九項中「第二百八条第二項」を「第百九十九条第二項」に改める。

別表第三から別表第五までを削り、別表第六を別表第三とし、別表第八を別表第五とする。

（農林水産技術会議事務局組織規則の一部改正）

第二条　農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（事務局に置く課等）

第一条　事務局に、次の三課及び国際研究官一人を置く。

研究調整課

研究企画課

研究推進課

第二条の見出しを「（研究調整課の所掌事務）」に改め、同条中「総務課」を「研究調整課」に改め、同条第一号中「の総括」を「に関する総合調整」に改め、同条中第二号を削り、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条の見出しを「（研究企画課の所掌事務）」に改め、同条中「技術政策課」を「研究企画課」に改め、同条第二号中「内閣府」を「総合科学技術・イノベーション会議」に、「国際研究官」に改め、同条第三号中「他課」を「研究推進課及び国際研究官」に改め、同条第七号中「国際研究課」を「国際研究官」に改める。

第四条の見出しを「（研究推進課の所掌事務）」に改め、同条第三号中「技術政策課」を「研究企画課」に、「国際研究課」を「国際研究官」に改め、同条第四号中「技術政策課」を「研究企画課」に改める。

第五条の見出しを「（国際研究官の職務）」に改め、同条中「国際研究課」を「国際研究官」に改める。

第六条を削り、第七条を第六条とする。

第八条第二項中「研究開発官の行う」を「当該」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「二人」を「一人」に改め、同条を第八条とする。

第十条第一項中「五人」を「六人」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国際研究専門官）

第十条　事務局に、国際研究専門官四人を置く。

2　国際研究専門官は、命を受けて、国際研究官のつかさどる職務を助ける。

第十一条第一項中「二十四人」を「二十三人」に改める。

第十二条の見出し中「調整室及び」を削り、同条第一項中「総務課」を「研究調整課」に改め、「調整室及び」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第十三条第一項中「技術政策課」を「研究企画課」に改める。